

平成25年(む)第17号

決 定

住 居 広島市南区

職 業 文筆業

氏 名 片 岡 健

上記申立人から、広島地方検察庁検察官がした保管記録の閲覧不許可処分に対する準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告の申立てを棄却する。

理 由

1 本件申立ての趣旨及び理由

申立人提出の準抗告申立書記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当裁判所の判断

申立人は、検察官の保管する、前記申立書記載の事件に係る裁判不提出証拠の閲覧を求めている。

しかしながら、申立人の指摘する、国民による裁判の事後検証の重要性等を踏まえても、刑事確定訴訟記録法により閲覧の対象となり得る記録には、裁判所に提出されず裁判所により記録として編綴されていない、不提出資料一式は含まれないと解するのが相当であるから、その閲覧を許可しなかった検察官の処分に違法はない。

3 結論

したがって、本件準抗告には理由がないから、刑事確定訴訟記録法8条2項、刑事訴訟法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

平成25年1月21日

広島地方裁判所刑事第2部

裁判官 井 野 憲 司